

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 4 月 27 日付けで行った公文書不存決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して次の内容について、令和 4 年 4 月 14 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 令和 3 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間で、佐賀県庁本庁舎において産業医が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

イ 令和 3 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間で、佐賀県庁本庁舎において衛生管理者が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

ウ 令和 3 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間で、佐賀県庁本庁舎において産業医が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

エ 令和 3 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間で、佐賀県庁本庁舎において衛生管理者が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、上記（1）のア及びウの産業医の巡視状況については「当該期間に産業医が実施した作業場等の巡視実績がないため」として、令和 4 年 4 月 27 日付けで公文書不存決定を、イ及びエの衛生管理者の巡視状況については公文書を特定し、同日付けで公文書開示決定を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、実施機関が令和 4 年 4 月 27 日付けで行った上記（1）ア及び（ウ）の公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 6 月 3 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において概ね次のとおり主張している。

（1）佐賀県庁本庁舎の労働者数は、他の自治体の県庁本庁舎の規模と比較するまでもなく 50 人を上回るものと予想することから、労働安全衛生法（昭和 47 年

法律第 57 号) の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置義務を事業者である佐賀県知事が負うものである。労働安全衛生法第 13 条第 1 項では、事業者は医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされており、また、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号) 第 15 条第 1 項で、その頻度については、毎月 1 回以上(事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には 2 月に 1 回) とされている。それぞれの対象期間の初日から末日までの間に満 3 月が経過しているため、少なくとも 2 月に 1 回の頻度が履行されているならば、それぞれの対象期間において少なくとも 1 件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきである。また、2 つの対象期間を通じて 6 月あることから、2 つの対象期間を合計して少なくとも 3 件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきである。

- (2) 労働安全衛生法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される昨今、とりわけ、労働安全衛生規則第 14 条第 1 項第 6 号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。そして、佐賀県庁本庁舎の事業場での職員及び来庁者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるため、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導も欠かせない。2 つの対象期間において産業医の作業場等の巡視が行われていない場合には、佐賀県庁本庁舎の職員の健康管理が損なわれ、佐賀県において、適正な水準の行政サービスの質が担保されていない状態にあつて、最終的に被害を受けるのは佐賀県民である。よって、2 つの対象期間において、事業場で選任された産業医が作業場等の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難く、事業場で選任された産業医による作業場等の巡視は必ず行われているはずである。
- (3) 作業場の巡視記録は、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の 1 つとなる重要な意味を持つ資料であるから、それを産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。

以上のことから、本件 2 件の行政処分及び提示された不存在的理由は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に違反している不合理なものであり、本件行政処分の対象公文書の特定制が不十分であることから、2 件の行政処分を取り消し、公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、令和 3 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間及び同年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、産業医による作業場等の巡視は行っておらず、開示請求のあつた巡視の状況又は結果が分かる資料は作成して

いないため、当該文書を不存在としたものである。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり、判断した。

(1) 産業医による職場巡視と巡視記録について

ア 産業医による職場巡視の実施義務

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定により、事業者は、労働者 50 人以上の事業場(全業種)ごとに、一定の要件を備えた医師を産業医として選任しなければならないとされている。この選任された産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック検査のほか、作業環境の維持管理関係、作業管理関係、これら以外の労働者の健康管理関係、健康教育・健康相談等、衛生教育、労働者の健康障害の原因調査など、労働者の健康管理等に係る多岐の事項を担っている。このうち、産業医の作業場等の巡視(以下「職場巡視」という。)は、労働安全衛生規則第 15 条に定められており、産業医は、少なくとも毎月 1 回(事業者から所定の情報が毎月提供される場合には 2 月に 1 回)、職場巡視を行い、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。

よって、産業医による職場巡視は、実施機関において実施されるべきものである。

イ 産業医による巡視記録の作成義務

労働安全衛生法、労働安全衛生規則等において、産業医が職場巡視を行った際に記録を義務付けるような規定や様式等は見受けられない。しかしながら、産業医は上記アのとおり、職場巡視を実施し、必要な場合には健康障害防止のための措置を講じることを求められており、労働安全衛生法における産業医の位置づけや役割についての見直しを検討した「産業医制度の在り方に関する検討会」の資料において、「産業医は、産業医の職務を行うため必要と判断した際などにおいて、必要な事業場・労働者に関する情報を入手、産業医が自ら作成することなどが必要である」とも記載されている。また、佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第 2 号)では、産業医の職務に付随する庶務は、実施機関の担当課又は現地機関において処理する旨規定されている。

よって、産業医による作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料(巡視記録)は、職場巡視が行われた後に産業医等によって作成され、実施機関において保有されるべきものである。

(2) 本件対象公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求の対象となる文書(以下「本件対象公文書」という。)を保有していないと説明しているため、その合理性について

検討した。

ア 審査会による実施機関への確認

実施機関は、弁明書において、令和3年4月1日から9月30日までの間に、産業医による職場巡視を実施していないため、産業医の巡視記録も作成していないと主張しているのみで、産業医による職場巡視の状況、職場巡視を実施していない理由等が判然としなかったため、審査会が実施機関に対し確認を行ったところ、次の事実が認められた。

- ・ 佐賀県本庁舎（佐賀県職員安全衛生管理規程第2条第2号の本庁の庁舎をいう。以下同じ。）では、常勤医師1名と非常勤医師1名の計2名を産業医として選任し、職員の健康管理等の対応に当たっていた。
- ・ 実施機関は、産業医に対して所定の情報（衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果等）の毎月の提供は行っていないため、佐賀県本庁舎において産業医による職場巡視を月1回以上実施する必要があった。
- ・ 実施機関は、産業医による職場巡視を実施するに当たって、産業医とそれに携わる実施機関の担当職員がチームとなってその計画を立て、必要な資料等を準備したうえで、巡視先との調整等を経て実施することとしていた。
- ・ 実施機関は、令和2年11月以降、産業医の職場巡視を実施しておらず、本件開示請求に係る令和3年4月から9月までの間だけではなく、令和3年度のすべての間で未実施であった。
- ・ 実施機関の職場巡視が未実施であったのは、令和2年11月以降、職員の定期健康診断の処理等といった健康管理に係る通常業務が多忙であったことに加えて、長時間労働者への面談や職員からの心身に関する相談の件数が増加したことから、これらの業務を優先せざるを得ないとの判断のもと、職場巡視に必要な資料の準備、巡視先との調整等を行わなかったことによるものであった。なお、実施機関は、令和3年度以前にも、業務多忙な時期には産業医による職場巡視を実施していないことがあった。
- ・ 実施機関には、産業医による定期の職場巡視は実施すべきものであるとの認識があり、また、本件開示請求を受けたこともあって、令和4年5月から、産業医による職場巡視の実施を再開している。

イ 不存在の合理性

上記に記載のとおり、本来であれば、本件対象公文書である産業医等による職場巡視の状況又は結果が分かる資料は存在すると考えることが合理的ではある。しかし、認定した上記事実の不自然な点や矛盾はなく、また、仮に実施機関が本件対象公文書を作成していたとして、これを秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、本件開示請求の対象となる公文書を作成していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|----------------------------|------------------|
| 令和4年8月22日 | ・ 諮問実施機関から諮問書を受理 |
| 令和4年9月1日 (令和4年度第7回審査会) | ・ 審 議 |
| 令和4年9月28日 (令和4年度第8回審査会) | ・ 審 議 |
| 令和4年12月21日 | ・ 答 申 |

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|--------|--------------------|---------|
| 池田 宏子 | 佐賀女子短期大学非常勤講師 | 会長職務代理者 |
| 實原 隆志 | 福岡大学法学部 教授 | |
| 原 まさ代 | (公社) 全国消費生活相談員協会参与 | |
| 古川 千津子 | 税理士 | |
| 松尾 弘志 | 弁護士 | 会長 |